

Ⅱ 質疑応答事例

1 改正の概要

(1) 改正の概要

問 1 平成 19 年度税制改正における減価償却制度の改正内容を教えてください。

(答) 平成 19 年度税制改正における、減価償却制度に関する改正の概要は次のとおりです。

1 償却可能限度額及び残存価額の廃止等

- ① 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額(取得価額の 95%相当額)及び残存価額が廃止され、「**新たな償却の方法**」(後記 2 参照)により耐用年数経過時点において 1 円まで償却することとされました(所令 120 の 2 ①、134①二)。
- ② 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について、各年分において不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額(以下「不動産所得等の金額」といいます。)の計算上、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年分以後 5 年間で 1 円まで均等償却することとされました(所令 134②)。

適用時期：この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正所令附則 12②)。

- ③ 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の償却費の額の計算において適用される「定額法の償却率」及び「定率法の償却率」等が定められました(耐用年数省令別表十「平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」後記Ⅲ資料編参照)。

- ④ フラットパネルディスプレイ製造設備など一定の設備について、法定耐用年数の見直し(短縮)が行われました(耐用年数省令別表二「機械及び装置の耐用年数表」)。

適用時期：この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正耐用年数省令附則④)。

2 新たな償却の方法

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の償却の方法については、次のとおりとされました(所令 120 の 2)。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却の方法については、改正前の計算の仕組みが維持されつつ、その名称が、定額法は「旧定額法」に、定率法は「旧定率法」等に改められました(所令 120)。

(1) (新たな)定額法

新たな定額法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費の額が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算

した金額を、各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入することとされました(所令 120 の 2 ①一)。

なお、耐用年数経過時点において 1 円まで償却します(前記 1 の①参照)。

(2) (新たな)定率法

① 新たな定率法は、減価償却資産の取得価額(2 年目以後の年分にあつては、減価償却資産の取得価額から既に償却費の額として各年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を控除した金額(以下「未償却残高」といいます。))に、その償却費の額が毎年一定の割合で通減するように当該資産の耐用年数に応じた「定率法の償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額(以下「調整前償却額」といいます。)を、各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入することとされました(所令 120 の 2 ①二ロ)。

② また、この調整前償却額が当該減価償却資産の取得価額に「保証率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額(以下「償却保証額」といいます。)に満たない場合には、最初にその満たないこととなる年の期首未償却残高を「改定取得価額」として、その改定取得価額に、その償却費の額がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額を、その後の各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入することとされました(所令 120 の 2 ①二ロ、②一、二)。

なお、耐用年数経過時点において 1 円まで償却します(前記 1 の①参照)。

(3) リース資産に係る償却方法

① 平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引(注)に係る賃借人が取得したものとされるリース資産の償却方法は、リース期間で均等償却を行う「リース期間定額法」とされました(所令 120 の 2 ①六、平成 19 年改正所令附則 12①)。

(注) 所有権移転外リース取引とは、所得税法施行令第 120 条の 2 第 2 項第 5 号に規定するリース取引をいいます。

② 改正前のリース取引の目的とされているリース賃貸資産(国外リース資産を除きます。)については、旧リース期間定額法により償却費の額を計算できることとされました(所令 121 の 2)。

なお、旧リース期間定額法を採用する場合には、採用しようとする年分の所得税の確定申告期限までに、資産の種類とその他一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(所令 121 の 2 ②)。

適用時期：この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正所令附則 12②)。

3 資本的支出があった場合の減価償却資産の取得価額の特例

減価償却資産について、平成 19 年 4 月 1 日以後に支出する金額のうちに資本的支出(注)に係る金額があった場合には、原則として、当該資本的支出に係る金額を一の減価償却資産の取得価額として、当該資本的支出を行った減価償却資産と種類及び耐用年数を同じく

する減価償却資産を新たに取得したものとして新たな定額法又は新たな定率法等により償却費の額を計算することとされました(所令 127①)。

(注) **資本的支出**とは、所得税法施行令第 181 条の規定によりその支出する日の属する年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入されない金額をいいます。

また、次の特例が措置されました。

- ① 当該資本的支出を行った減価償却資産が平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものである場合には、当該資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に当該資本的支出に係る金額を加算することができることとされました(所令 127②)。

なお、この加算を行った場合は、当該資本的支出を行った減価償却資産の種類、耐用年数及び償却方法に基づいて、加算を行った資本的支出部分も含めた減価償却資産全体の償却を旧定額法又は旧定率法等により行うこととなります。

- ② 当該資本的支出を行った減価償却資産がリース資産(注)であるときは、当該資本的支出により新たに取得したものとされる減価償却資産はリース資産に該当するものとされました。

この場合に、当該取得したものとされる減価償却資産のリース期間は、当該資本的支出をした日から当該資本的支出を行った減価償却資産に係るリース期間の終了の日までの期間となります(所令 127③)。

(注) **リース資産**とは、所得税法施行令第 120 条の 2 第 2 項第 4 号に規定するリース資産(所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産)をいいます。

- ③ 新たな定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、当該資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額をその取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとするができることとされました(所令 127④)。

この場合、翌年 1 月 1 日を取得の日として、当該資本的支出を行った減価償却資産の種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

- ④ 同一年中に複数回行った資本的支出について新たな定率法を採用している場合(上記③の適用を受けたものを除きます。)には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものの同日における期首未償却残高の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとするができることとされました(所令 127⑤)。

この場合、翌年 1 月 1 日を取得の日として、当該資本的支出を行った減価償却資産と同じくする種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。